同和行政と人権行政

――福祉施策を中心に―

安や懸念同和行政から一般行政への移行に伴う不

いくテーマをいくつか指摘するだけのものである。この文章は、結論を出すというより、今後、議論をして依頼されたテーマには、数多くの課題が詰まっている。

1 特別措置に根拠がある行政の終焉

ている生活問題に対しても、これからはいわゆる一般施や終りを告げようとしている。被差別部落の住民が抱えたり続いてきた特別措置法にもとづく同和行政が、いま多分、編集者の問題意識は、これまで三〇年以上にわ

て欲しいという注文であろう。福祉政策の分野では、どういった可能性があるかを探っ策によって行政が行うことになる。一般施策になって、

強

あり、 切り分ける発想自体が問題であるという正論もある。 策を位置付けるように求めてきたのは地域住民のほうで れまでも、本来の行政のなかに差別を解決するための施 に立てられていたために、 きたという批判もある。 と位置付けたために、 一般法とは別に成立しており、 もっとも、 国も自治体も早急に重点的に取り組む必要がある 行政が分けていただけである。 同和行政と一般行政、 かえって新たな問題を生み出して ただ、 行政としても別個に運営して 施策の根拠になる法律が 財源の確保についても別 あるい しかも、 は 一 別の行政 般施 3

和行政 別個 !の制度として存在してきた現実はあ 外では そうである以上、 (名称はさまざまであったとしても) わざわざ「一 特別措置」として別立ての行政 や 般行 は ŋ 政 一般行政 とは 言わ これ が な 7 で行 ₺ 被差別 n と同 って

政策が必要だったはずだ、 なってい を通りすぎていたのではない ど実施されず、 被差別部落地域や住民にもおよぶことは当然である。 0) 地 その特別措置 域 これまで一般行政の たからこそ、 すべての住民に等しく適用されている政 むしろ適用 の根拠法がなくなってしまえば、 特別 という意見もある。 施策は被差別部落ではほとん 対策で重点的に底上げ を避けており、 か。 行政施策の空白地帯に 地域住 すべ B 民 策 優遇 の上 が、 7

み

ことで、 ど違 個々にはさまざまであっても水準としてみると、 あ 特別措置に ついが 生活につい ちてしまう心配がある。被差別地域の多くの住民は 5 会の の n では せつ、 見えなくなった。 7 な し まうと、 な かで生活の格差がふたたび拡 かく格差を是正した成果が消えてし よってやっと生活環境も改善され、 ても他 ٧J か。 の地 社 いわ 会の荒波にも ば、 特別対策では 域との格差も縮小してきた。 特別措置 ま ない n という上着を剝 大する て、 行政 また底辺 人になる おそれ ほとん ま 個 々 0

> 今の け 社 7 会 61 一のな な と か で対等に競争できるだけ ひつ う現状認識が、 そこに はあ Ó 力をまだ身に るだろう。

般 施 策 の 優 先的 適 用

2

る。 させ、 不安もある。 刻な差別は残ってしまう危険性が という重要な課題が他の課題の 張ってきて、 を実現する試みもある。 ってしまえば、 Į, それ 拡大する傾向をもっているではない 行政 行 に われ 対 の空白地帯を生み これ 他 て、 てい 被差別部落の人 0) 地域の 被差別 る。 までの一般行政は差別をむしろ生み出 積極! しかし、 模範 地 菂 域 出 になるような高 に施策を被差別部落に引 Iさない 中に埋もれてし び 優 あるの そこでも一 先 とへの差別 的 ように に では かとの 般行 を解決 般行政にな する な 地域 ま 疑 ٧J 政 取 を か その り組 ₺ する 水 進

てきたのだろう。 ではなく、 まだ馴染みが少な そこで、 部落 念を盛り込ん 待できるの 解放 政府や自治体の政策をそのまま取り 人権行政として施策そ の課題を実現していこうという考え方が か、 それにしても、 だ政策を立てることが 行政がはた 基本的な疑問もある。 人権行政とい 0) もの て人権尊 できる を再 構 重 う概念は 築し 0) と 入 いう基 n か 7 る で

るではないかといった視点も重要だ。すべて委ねていいものか、その限界を見極める必要があいった役割を果たすのか。差別からの解放を行政施策に決に取り組むとしても、どのような内容であるか、どう決に取り組むとしても、どのような内容であるか、どうけたいも議論の対象である。また、行政が差別の解はたして、行政の施策で差別がなくなると考えてよいか、一方で、差別は人間関係の歪みや断絶を示しており、一方で、差別は人間関係の歪みや断絶を示しており、

二 経済的判断からは限界がある福祉政策

ら。と感じる。なにか納得できない、いぶかしい気持ちであいう表現に触れると、福祉政策に期待し過ぎではないかきた人たちは、「同和行政から一般福祉行政への移行」と者・高齢者・子どもなど、さまざまな生活問題を抱えてこれまで福祉政策を研究してきた者や、とくに障害

ある。

1 経済的に乏しい福祉予算

ちに利用する人の自立にむけたサービスの内容がよりすうが高い。人手が多くて設備が良いからといって、ただや設備面などの予算単価は、同和事業で行った事業のほ福祉施設や個別の事業単位でみると、人員配置の基準

童館、 この格差については、保育所や子どもたちの活動する児 運動をしてきたが、まだ低い水準のままに残っている。 現していた水準は厚生省基準の一般施策では達成できな 事業で実施したときのほうが、 しかも、 ぐれているとは言えないだろう。 たちを対象とした施策であるために少なくて済 ストをかけないときよりも、質が悪くはならない ように、 同じ種類の福祉施設であったとしても、同和事業で実 事業費の単価を引き上げ、 高齢者施設などで、よく指摘されてきたところで 福祉サービスを利用する住民たちも予算要求の 住民が利用にあたって払う自己負担 もともと低所得である人 人員をより多く配置する しかし、 平均的にはコ はずだ。 同和

者には、 単価 度は先進国なみの水準に到達しているが、 護施設など入所施設が四人部屋を基準としていて、 ○年代までも拭い切れていなかった。 れてきた。 が営めればそれで充分だという劣等処遇の考え方が、八 はきわめて低い水準に抑えられていた。 これまでの日本の福祉政策については、 が切り詰められていて、 地域 現在でも、 の市口 民の標準的な生活水準よりも低い生活 特別養護老人ホームや障害者の療 少ない人員や設備で運営さ そのために、 福祉制度の利用 社会サー 医療や年金制 ・ビス

策に や事 自治体ごとに の場合は に ビス 同 ;業の運営基準を前提にすれば、 移るとともに、 般 和 つ 施 水 7 行 策 財源 準 政 17 0) は か な 負担 国基準に 5 面 か 7 で国 ことは、 なり下がるであろう。 般行政 よりも少なくて済む。 [庫負担の割合が大きく、 より大きく引き下 上乗せ そ の 0) 移行 集中: している場合には では、 的な 住民に提供され -げられ とくに、 表 これ

自治体

は

他

同

和

業

る 事

サ

に加

えて、

た感じにな

般施

福祉行政によって地域の福: 民にとっ 現段階で同 経済 7 的 は サ メリッ 和 ĺ 事業から一 ビ ス水準が \vdash は ない。 祉サー 般施策へ移行することは、 低 下することになる。 ビ スを充実しようとし 般 住

る。

2 画 的 福 祉 政 策の 時代に

保険 ごとに 害者や子育て支援、 7 た 事 る。 ζ.) L 業計 動 に か なっ メニュ きがでてきている。 に 画 的 九〇年代に入って、 画 7 に ーも広 サー きている。 障害者計 福祉 ビス数量 がっつ 画 のまちづくりなど、 これ てきた。 を引き上げる政策が 高齢者保健福祉計 子育て計画など、 までの 高齢者介護をはじ その点では成長産 社会福祉 福祉 各自治体 法 画 採られ B 政 め、 だ 介護 策に

> り出 でなく、 U 新 てい し 民間営利 17 事業主 体 企業や市 が各地で積 民の自主的 極的 にサー な事 業 ピ ス提供に N P 0 な

現状の予算単

価

n であ

る。

いという発想はうなづけ ともに、 落に引っ張ってきて、 倍近くに一挙に伸びるはずである。 見ると、 て、財政規模を拡大していくことも始まろうとしてい 民から保険料を集めて公費による財源の制: ヘルパーで現状の二倍から三倍、 政 府 0 地域経済の発展や雇 飛躍的に拡大してい 福祉関 連 の 予算規模も八〇年 住民へのサービス量を拡大すると 用の る。 機会の デイサービスでは一〇 介護保険 その事業を被差別部 代ま 確 で 保に活用 約を取り払っ のように、 0 動 き か る。 住 5

ように 活不安が拡大してい 生活支援 て介護にニーズが移ってきてい に対応できなくなっ された住居や建築物、 くの住民 よって、 また、 なっ 環境改善や生活水準が の寿命が延びてきた。 被差別部落ではこれまで いり 0) たが、 な システムが立ち遅れ しつ そうし それを支える支援の政策はほ る。 てい 地 る。 た点からも、 障害者も地 域の生活環境 医療 るが、 てい そ 引き上げられ 0) の集中的 域 の るために、 ため で暮らし 依存から解放 が高齢者の その変化 に な行 すでに た結果、 $\widehat{\mathcal{O}}$ ح 新し つづける に 政 公投資に 地 暮 レク 域 ટેં らし 改 Ó 生

求められているという事情もある。策のほうに、政策も事業も、運動も、力点を移すことが

必要性に迫られ う意欲的な試みである。障害者や高齢者・子どもなど、 後発地域であるからこそ、 先進的なモデル事業を積極的に開発し採用して、 策を採用することは経済面からは従来の水準が下 虐げられてきた人びとの人権を尊重する新しい地域社会 を、そのまま地区内でも同じように進める移行ではない。 しても、 を作っていくことが、 に誘導することは他の地域でも行われている福祉事業 個人にとっても、 住民の切実なニーズに応えるためには取り組む ている。 事業者にとっても、 理念として掲げられてい 一般施策を意識的に被差別部落 最先端に飛び出ていこうとい 般 的 な福 る。 福祉の -がると 祉 政

一 人権無視のこれまでの福祉政策

つか存在している。 祉政策を見ると、避けて通ることができない問題がいく 同和行政を人権行政に転換させようという意図から福

1 社会の秩序を維持するための特別対策

これまでの福祉政策は住民が主体的に参画して自分た

あった。

さいたり、社会から排除するところに、政策の意義がた人たちを、社会の効率的な運営を損ねると判断しがたことが発端である。現在の社会秩序を乱す恐れがあげたことが発端である。現在の社会秩序を乱す恐れがあけるとが発端である。現在の社会秩序を乱す恐れがあると判断したが、対会の安定化を図ろうとして対策として取り上

びとを能率主義で運営されている現在の社会に適応する りを集め、 するために合意された措置であった。または、 他の住民が安心して暮らしていけるように、 の入所を強制した。その個人の利益のためであるよりも、 から切り離された施設に、 にふさわしいとみなした場所に収容してきた。地域社会 ように「治療」や「訓練」、「教育」を施すために、 「弱者たち」を荒波から「保護」すると称して、 一般社会の人びとが自分たちよりも劣るとみ 個人の自由が発揮できない生活を強いた。 同じような状態の人たちばか 社会を防衛 特定の人 なした それ

2 当事者の自発的な権利を無視した措置制

めに」を大義名分にして、制度を構想し、財源の調達方あたっても、その意図を行政職員や専門家が「住民のたら特定の対象者を排除する目的で行われてきた。実施に福祉政策は、本人の意識とは無関係に、社会の運営か

政策であった。 を奪い、 を表現していた。 ある「措置制度」 ても生存だけを国家が認める制度であった。 民としての権利を認めない るまで、行政職員や専門家だけが、決定し実行してきた。 式 を考え、 用の手続きの 特定の対象者を政府が自ら作った基準で選び出し、住 社会から 実施、 仕方 してきた。 これまでの福祉政策は、 排除して偏見を生み出すという差別 は当事者の権利を否定する国 から具体的 仕事の現場におい 代わりに、 なサービスの実施 最低の水準であっ 個人から権利 7 行政処分で ર્ષ્ [家の意図 に 申

民の 財源をまか で生活する人びともでてきたが、 社会にとって負担をかける存在という位置付けであ なった人を判断も行為もできない できない 責任を認 で持ってい 他 そのために、 権利を認 がある。 の特別措置行政 の住民よりも低くなるのは め、 Ų なっている以上当然であった。 他の選択肢を選ぶことができないなど、 ることを前提にし めない構造になっていた。むし 法律で裏打ちして、 施設が準備されてきた。その後は地域 は、 対象者が決定を自ら覆すこと た同和行政とは 住民が 政府が認める生活水準 「無能力」とみなし、 他の住民 生 政府 ろ、 の税負担 7 が公式に 大きな 対 11 住 が

生活の管理を強める政策の危険性

3

なり、 は達成 供する関係のもとでは、 なったとし 民 できな たとえ高い水準の保健 の運 っても、 動 レン が あ 中央政 Ď, 福 住民の自立生活を支援する意図 府が政策を決定し、 祉 政 策に 医 療 重 一点が 福祉 置 の か サ n ĺ 方的に提 るように スに

まう。 解決す n するかわりに、 いは住民が自分で力をつけてチャレ 住民にとっては決められ 社会秩序を維持する国 ベ き生活課題からの逃避を強める方向に流 権威ある存在への依存や自分たちの力で 家 た枠内で生活を管理 0) 意図 ンジするように支援 が強調され る。 や規 てし

ろうか。 げるきっ めさせる取り るため 福 祉 施策の水準がとくに人員配置で低い か けにはなるであろう。 同和行政が実現してきた人員基準を標準と認 組 みがある。 たしかに貧弱な水準を引き上 しかし、 それで十分だ 実態を改 善す

サービスを利用する側と提供する側とが対等になってはられる福祉」という性格を改革することが、鍵である。つけるためには、行政から一方的な形で利用者に「与え善豊かになった人員配置基準を利用者の自立生活に結び

る。 るだけである。 いっそう強め、 6 ができるように支援する関係が、 げるのではなく、 じめて、 サービスを提供することは、 ナリズムが支配している関係をそのままに、 利用する住民の手に、 職員 (の数が多いことを自前の生活力に活用でき 無気力の「わな」からの脱出を困難に 住民自身が自分の よりよい 利用者の依存する傾向 求められている。 サービスを与えてあ 力で生活を営むこと より手厚 パタ を す

4 社会的なコスト負担論への批判

る。 ŧ 社会的な主流になってくる。 という数字がまかりとおり、経費の削減を要求する声 である。 ような政策を企画して実施するかが コストも、 こうした状況では、 「大きくなりすぎた政府論」が強調され、 住民にとっても問題だかどうかは、 大きい 出費にみあう効果をあげていないと評 か小さい サービスに必要とされる社会的 かの基準が明確では 大きな政府が経済にとって 検証されるべき点 本来は論点では ない 国民負担率 価され どの ゕ゙ な

企業の競争力を高めるために社会的負担の軽減を要求すするために税・保険料の負担の軽減を求める。産業界もしかし、経済状態が停滞し、住民も可処分所得を維持

る。 保障のコストを引き下げる社会的圧力は ストをも引き下げようとしてい 既得利益 0 確 保にむ かい、 雇用し る。 その時 てい 強 、る労働・ 期 は 一力のコ

面が前面に出る。 住民の個人責任が前面にだされ、生活不安に急き立て 住民の個人責任が前面にだされ、生活不安に急き立て

った。 は変わらない。これまでの社会保障制度は、 n した時代の変化を促進する方向 ているのである。 民の権利という面からも国際的にも見なお 肥大化を招き、 従来の社会保障制度を守ることに専念していても 九 福祉国家論に立脚した国家主導の福祉 八〇年代に勢いをました新自由主義に 住民を管理して自立をさまたげる面があ 同和行政から一 で進められ 般施策の 移行は、 しの時 ることが望ま 国家行政の たい 政 策は、 し を迎え こう て、

四 住 戻 が 権 利の主体者として政 策 作 成

なシステムを明確 己決定と自立生活を支援する新しい視点にたっ .政で培った人権意識がどう有効に働くであろうか n ま での 福 祉 に打ち出すときにきている。 政策を批判的に再構築し て、 そこに同 た社会的 住 民 の自

1 行 政 の 計 画 段階から の 住 民 参 画

る。 組織が決定権を持ってい はじめている。 害者が施策推進委員会やまちづくり委員会などに参加 し 事者が参画することが た障害者委員が参画する委員会までの 障 .害者基本法では障害者政策を作成 既存団体の役員や家族の 明 る構成の委員会もあれば、 確になった。 各自治体では するときに 組 開きがで 織、 専門家の は 7 障

17 かか る自 ところや、 介護保険 わり、 |治体もある。 被保険者代表として女性が選ば でも被保険者としての住民が事業計 条例 実際に介護にあたってい 0 制定や保険運 産営にも る住民も参加 n ている割合が高 発言をはじめて 画 [づくり

> れるシステムを、 護の対象ではなく、 でも条例が具体的に検討されている。 組 オンブズ制度」 子どもの みが はじ 権利条約 めら を条例で設置したし、 どう実現するかである。 ñ 権利の主体であり、 7 も批准されて、 いり る。 すでに 川 玉 焦点は子どもが保 西 内でも Ш 差別 市 崎 で)具体的; から 市や東京都 は 「子ども な取

0) ŋ

めて、 らんで、 決定する過程が、 性を把握するとともに、 どんな生活を営むためにサービスを活用するつも かという、主体的な意思や意欲、 1 ビスは、 保健や医療・ 効果が発揮できる。 最も重要である。 当事者である住民自らがどう生きた 福祉という住民 利用できるサー 必要なサービスを自分で選んで 自分で自分の持ってい の生活を支援する社 目標設定を持ってはじ ビスの内容や数量とな 、る可能 りなの 0) か、 会サ

てい か 委員で、 発言をして参画していく意義を把握してい なっている。 八や職員 こうした住民参画 かし、 なり、 る。 がい 委員 内容も豊かに審議され、 費用負担を含めて住民理解も得ら 参加の方法や内容は自治体によって大きく 会が るところほど、 住民がそれぞれ自分たちに 有効に機能 の経験は、 いろんな分野 し 地域 て こいれば、政策内容も政策の幅や深みも増 の生活の主人公は住 か から選ば る自治体 か れやすい わ 策内容も る政 :の首 策に n 異 た

識や意欲を尊重した政策になるであろう。 策に採用されると、当事者の生活実態に根ざした自立意から、施策づくりが始まった。この方法が今後の福祉政とに行い、どんなニーズがあるかを明らかにするところきた。差別の現実に学べと、実態調査を住民の協力のも民自身であるとして、同和行政では当然として行われて

2 当事者の実態からの政策づくり

仕事をはじめる必要がある。 位事をはじめる必要がある。 でむき、積極的に暮いから、 でかき、でから、 の声に、とくに耳を傾けることが求められる。行政や専の声に、とくに耳を傾けることが求められる。行政や専の声に、とくに耳を傾けることが求められる。行政や専の声に、とくに耳を傾けることが求められる。行政や専の声に、とくに耳を傾けることが求められるためには、

とに、もっとも端的に示されている。介護保険事業計画が高齢者の実態調査からはじまるこ

してできあがったのが「障害者の人権白書」(一九九八年草の根の障害者について、実際にメンバーが聞き取りをが実行委員会を作り、調査した。一、五五〇人におよぶい実態を、一九もの立場や障害種別をこえた障害者組織は、障害者の権利が侵害され、差別を受けてきた生々しせ、障害者の権利が侵害され、差別を受けてきた生々しせ、

表現されている。できない差別や権利侵害、無視や排除の実態が、明確にのように潤沢に提供されたとしても、それだけでは解決八月)である。ここからは、市場型のサービス提供がど

四 住民の権利を承認する過程

1 市場原理の採用と住民の事業参加

たり、 ŧį ばれる。 なりの生活を送る権利を行使する中から双方の契約 委ねることではない。 障することではない。たとえ、行政が事業を行っていて 行政が直接にサービスを提供することが住民の権利を保 られていた。その枠組みを変えることを構造転換という。 かならずしも、 定する自由を認めることである。 住民を独立した人格をもつ者として、独自に判断 これまでの社会保障政策は提供者側 住民の意見が反映されないところには権利 予想外に行動することもある。 営利企業が販売するサービスにすべてを 市場において提供者の思惑を超え 契約型への転換とは、 それも含めて自分 の論理で組み立て はない。 . が結 決

市場原理とは、かならずしも営利企業がサービスを提

を組 サービスを利用する住民は、 ビスを提供 供するだけでは 自分たちなりの み 立ててい し したり、 なく、 行政 基準で自 住民 が 直 【の自発的な非営利 提供者側の論理に左右され 由に選択 接に提供することも含 自分の暮らし 組 織 が サ 1

2 自己決定の権利の確認

では、 の規制緩和による自由競争を基本とする市場経済のもと 権利を実現 利を盛り込め 障害者をはじ サー ビスを自由に選択する権利、 することを求 め るかどうかが 福 祉 サ かのてい 1 Ė 試金石であった。 スの利用者は、 た。 サ ービス提供 つまり 自己決定の 消 設費者の 事業者

はし 権利を行 Ś 枠組みとして市民社会を形成する営みが必要で し ない。 かし、 ないというテーゼが立証された。 めて人とし 使できるために 市場の論理は まさに、 て権利を確立する活 市場経済は自らが は、 自己決定の権 前提とし て、 市場経済で 市民社会を作るこ 利を自動 動 が ある 不可欠であ 的 レン あ は 個 に保障 制度

> る。 決定権もできれば無視しようとする。 な ての自己決定権とともに。 しつ 市場主義に まして、 身を委ねて 企業経営者は しつ ては、 消費者の 6 労働 権 つ 利も ま 者の労働 で も実現 市 民 公の自己 は

だれもが当たり前に生活する権利

3

て制度化がはじまったのである。なく、中流の人びとであっても介護不安に応えようとしだから、介護保険でも特別な人たちを対象にするのでは由がある。普通の市民のごく普通の暮らしが基準になる。中で、高齢者も一人の人として当たり前に暮らす自

っていることの確認がはじまりである。せる。すべて市民は社会のなかで生活していく権利を持ら脱して、社会の一員として生活していることを認めさ障害者、高齢者なども特別な枠組みの人という規定か

決 ブズパ 利規定をしている。 重 7 3 い 国際的な憲章や条約はすべて権利の承認 る。 れ で「すべての子どもは、 お 1 よび自由を保障される」と規定している。 日本でも箕面 いかなる差別もなく子どもの ソン条例」 最近も川 市 九九八年一二月二一日市議会可 の 福祉 権利行使の主体者として尊 西市の「子どもの人権オン 一のまち総合条例」 権利 条約に基づく か こらはじ で権 ま つ

今後の主流になる。自治体条例から発して中央政府の法律を創り出す動きが

4 当事者としての住民の力量を支援する行政の

役割

が医 坳 揮できるように、 専門的な情報を獲得する。 くりへの働きかけは、 予防に必要な情報が住民と医療機関とで、共有され、 自身である。 の検診よりも、 談や助言におうじる体制ができれば、 日常生活 け医師との普段 心域の医 の集団検診が有効性を問 ビスの提供方法 病気やけがにたちむかう主体は、 療 ンフォ に 療 日常的な生活関係での医療サービスの中心 お から切り離された場所や一定の集中的な管理型 医 スタッフが担う。 ームドチョイス、インフォ ける人 療、 主体的に自分の病気やけがの状態に 効果があがるし、住民の自主的な健康 の付き合いのなかで、 有効に支援するのが、 間 び反 祉 のすべてにわたって、こ .関係では当たり前になってきて より意欲的に行われるだろう。 公省され 患者が自らの力をよりよく わ 病院での ñ てい ている。 る。 シ手術の: 患者でもある住民 そのほうがよ 自らの健康状態や 保健につい ームドコンセント 日常 専門職 後 \ddot{o} n は 種 までの か について ても住 \mathcal{O} か は りつ 仕 で 相 き づ サ

と医療スタッフがもつことが基本である。ケアまで地域で生活する場面で、信頼できる関係を住民防サービスから、プライマリーケア、そしてターミナルの心身の回復を実現していくプロセスが重要である。予るかぎり早く地域に戻り日常生活を営む中で、自分なり

た。 や回 たっては、 れるサー 態についての認定をもとめ、 供を求めていく権利 スを必要とする状態になったときに、 替 ても提供事業者の質に不満があれば、 福祉 えることも認められた。不服審査 一方的な押し付けはできない。 サービスについ -ビスの 利用する時間帯を組 自分の状態にもっとも適切なサービスの種類 限度額が示される。 が明確に制度として認められ ても、 それにしたがって、 一み合わせることが認 やっと、 サービスの内容につ サービスの 住民 の 介護保険 別の 要求もできる。 のほうから提 事業者に 列用に でサー 提供さ めら た。 切 ń あ E

五 生活の基本は地域社会に

地の生活環境の違いや住民の生活の個性を認めず、画一ても、これまでの国家主導型の社会保障政策は、全国各は、自分が生活している地域社会である。この点につい住民にとって日常的な支援やアドバイスをうける場所

13

ずし ŧ ているかを探るよりも、 が生まれた。自治体スタッフも、 b 的 った業務をこなすことに追 ている住民の生活実態からどのような支援 か な対応で枠 予算が しもす か Ď, へべての 逆に つ いく に 7 地域によって不可欠なサー 地 押さえこんできた。 V) 域では必要としない ない 中央政府の指示や予算配 ために提供され わ n てい 自分たちの地域に居住 た。 そ 事業も多く、 0 ないという矛盾 ため ビスであって が に 求められ 記分に従 か なら

る。 るし、 を行使できる地 端になっ 治体に権限があることを意味するだけであ ている。 律や制度を決定し、 ることができにくい状態に置 されてきてい らこそ、 次のキーワードは分権あるい **~ある。** 住民が地 する結果に 抱えている課題も異なる。 てしまう。 それ 医療・保健・福祉サービスから、 が福祉 る。 域で生活していくところに密着して なっ 域社会をつくる仕 地域によって生活の様式も水準も異 すべ 予算配 てい を理由にした中央集権 た。 ての住民が安心して自分の 分も、 分権は行政 かれている。 は、 してきたことに、 組 それを正 みに 地域 組 なってこそ、 主 中央政 一面から! n 織と 政府 分権 権 ば 0) !が具体化 確 0 見すえ 中途半 権 依存 府が 67 7 立 権 0) 限 る で 法 を 利 あ か

0) 同 和 行政は地域にねざし た政策を経験

> に蓄 である。 ルを、 てきた。 つであろう。 方法論や たくさん存在してい 力 ?と知恵を発揮 積される 住民組織がもってい 自治体の 試 てい 行方法を福祉 域ごとの る。 Ö しようとしてきた。 るが解決のためのエネルギーも大量 '個性を尊重する政策づくりに 権行政に求められている役割 自分たちで考え行動する活動ス 政 策にも盛り込むことが、 たことも反映している。 地域 にこそ、 のひと 課題 住 、タイ 民 Ł

自 立 生活を営むために社会の 支援 が

六

自立を支援する政策と人権

1

ってい 件を引き受けてどのような生活をして生きたい どんなニーズであるか る内容によって違ってくる。 なくしていくためには、 活を意味しない。 分で選択して生きていくことは、 . る。 したがって、 住民は誰でも当たり前の は、 当事者の自立した生活で意 社会的支援を必要とし 自分の心身の状態と、 孤 立 暮ら し た個 か 7 しを そ に 11 人 味 か の条 る。 何 の生 か

は 護保険 立概念が が理念から法律制度に 要介護• 要支援でない状態」 なるとき に 歪ん と狭くな だ の

るという見方である。まり多くの社会サービスを活用できる人ほど自立してい考え方は「サービスを利用して自立」である。むしろ、で使われている。障害者が提起した自立生活の基本的なしなくても家庭内での生活がなんとかできるという意味ったことである。介護保険の法定給付のサービスを利用

2 ニーズの客観化と社会的権利

る。 が、 とえ家庭内で、 でやりくりするとしても、 目標とする生活に向かっていけるかを客観的に示す。 どのような支援が、どの程度の数量であれば、 誰もがなんらかの支援や助言を必要としていること 社会を構成する人びとの間で相互に納得しあう過程 権利の確立には欠か あるいは地域で、 いせない。 社会的に必要度を明らかにす 本人や家族、 友人たち 自分の た

侵害、差別行為として明確になる。が客観的になり、家庭内や近隣での個別的な行為が権利かなっているとしても、ニーズを社会化していれば基準家庭内や地域での親しい関係で実際にはサービスをま

政府による承認(権利として社会的妥当性)。だからこそ、わがままでも贅沢でもなく、当然のニーズであることの支援の必要性が客観的に存在し、個人の勝手気ままな

(社会全体での負担による解決システム)。 社会的に解決すべき課題であることもはっきりさせる

障害者政策でどこまでのサービス水準を当然とみなすか を厚生省は明確に打ち出すことだろう。 良くて価格が適正なサービスを選ぶ権利が行使できる。 度では不充分だ。介護保険の場合も現在の二倍以 合わせたケアプランも作成できるし、競争のなか ービス量を増やすからこそ、 も数倍に増やすことを政策に盛り込む。 ことを法律に明記する。 る義務を引き受ける。 障害者・高齢者などがサービスを利用する権利 サービスの種類と数量を現在 政府や自治体はその: 多様な選択肢の中から組み 障害者プラン程 権 利 ~で質が 上にサ に応え が より ある

る。利用する障害者が一割の自己負担をすることもありう利用する障害者が一割の自己負担をすることもありうにとって納得できる。市民全体で負担するだけではなく、「それを実現するためには、コストがかかることは市民

策へ 個人原理から地域社会を作り上げる総合的政

等しく利用する権利を認める制度になれば、たとえば、と、どんなニーズがあるかを自己主張でき、サービスを障害者・高齢者などが自立生活を営む権利をもつこと

これ な課題であろう。 べきときにきてい 年齢などで限定してい 数量を決定する方式そのも を失う。 までのように障害の種別 行政サー 障 害 0 ピ 種 る。 スを受ける権利を国籍や人種、 類 P この 程 たこれまでの法体系も、 度 のが、 取り を分類してサ による縦割りの 組 みは人権行政 措置型である。 1 ピ 法 ス 見なお、 0 0 中心 同じよ 種 は 莂 類 意 す 的 味

に立脚、 害者などの生活を窮 方を工夫する可能性を奪ってしまう。 ビスの種類や数量、 でも含む総合的な社会サービス法を見とおすことがで 利用者は一人ひとり異なっ 市民を特定の すれば、 障害者全体、 基準で一方的にグループ化して、 屈に限定してしまう。 組み合わせ方を決定することが、 たニーズをもっ さらに子ども 自発的に生 から高齢 7 67 る サ 者 基 障 ž 1 ま 本

分は 社会から排除する結果を生み出 である。 会を作っていくためには、 かえって不都合を生み出す。 域に根ざして生活するときに、 受け入れることである。 たちをも 別建ての 社 制度で囲い 会の なか 制度の壁をなくすことが の 込んで特別扱いすることは す。現在の主要な課題は か 互い け 障害の がえのない が 連帯し 種 別や年 構 て地 成員, 基本 域 齢

近 はやりの インクル ージョ ン ŧ 育の分野だけで

> 者年の 会の 権利 の福祉政策が なく、 を実現するときにきて あり方を反省する新し スロ] 除こそ差別であるという考え方に立 玉 ガンも、 |際的に当たり前の基準である、 この理念を具体化 ر را د V) る。 政策理念である。 してい る。 個々人の 玉 つ て、 際高 日本

は

るか ることで、 を土台にして社会全体をどう再編成してい システムをどう福祉型に転換 するときであろう。 済的な持続的循環の効果をもつことを、 個 らこそ、 人の自己決定の権利を尊重する社会的 より大きな成果を生むとい 社会の安定と住民的再活力を生み出 特別対策の するかにまで、 反 省 は、 える。 人の あらためて提起 < シ か、 視野を広げ 権 ステムであ 利 経済の 0 実現 経